資料１１－１

# 茅ヶ崎市勤労市民会館における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

## １　設置目的

このガイドラインは、茅ヶ崎市勤労市民会館（以下、会館という）に設置する防犯カメラについて、適切な運用管理に関して必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性と市民等のプライバシー保護等との調和を図り、犯罪の抑制、防止を目的とする。

## ２　設置場所

防犯カメラの設置場所は、会館の１階職員用通用口及び各階のエレベーター前ホールに設置し、会館を出入りする利用者等を撮影する。

## ３　管理責任者の指定等

（１）防犯カメラの管理運用を適切に行うため、管理責任者と管理担当者を置く。
（２）管理責任者は茅ヶ崎市経済部産業観光課長をもって充てることとし、管理担当者は会館長をもって充てることとする。
（３）管理責任者及び管理担当者の責務は、次のとおりとする。
　ア　画像により知り得た情報の漏洩、または不当な使用をしないこと。
　イ　防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏洩または不当な使用をしないように必要な措置を講じること。
　ウ　その他画像の適切な取り扱いに努めること。

## ４　画像の管理

管理責任者及び管理担当者は、画像の漏洩、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講じるものとする。
（１）画像の保管方法
　ア　画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。
　イ　原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。
（２）画像の保管期間は、撮影後５日間とし、常に上書きにより更新するものとする。
（３）画像の消去方法
　ア　画像の消去は、初期化または上書き更新により行うものとする。
　イ　記録媒体を廃棄する場合は、破砕のうえ廃棄するものとする。

## ５　画像の利用、提供制限等

（１）管理担当者は、次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または他者に提供しないものとする。
　ア　法令に基づく場合

イ　捜査機関から犯罪や事故等の捜査目的による要請を受けた場合

ウ　市民等の生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために必要と認められる場合

エ　その他、管理責任者が認めた場合

（２）管理担当者は、事案の発生に伴って以下の措置を講じる場合、別紙様式により速やかに管理責任者へ報告するものとする。

ア　画像を確認した場合

イ　画像を利用した場合

ウ　画像を外部に提供した場合

６　設置標示

管理責任者及び管理担当者は、犯罪の発生を抑制・防止する効果及びプライバシー保護の観点より、防犯カメラの設置を認識できるよう、利用者等の見やすい場所に、その旨を標示するものとする。

７　苦情処理

管理責任者及び管理担当者は、苦情または問い合わせに誠実かつ迅速に対応するものとする。

８　その他

撮影された画像に関する取り扱いは、本ガイドラインのほか、茅ヶ崎市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

附則

このガイドラインは、令和２年７月１日より施行する。

附則

このガイドラインは、令和５年４月１日より施行する。